

## 体育の授業の実施について（改訂版 Ver. 3）

※令和2年6月12日付けスポ保第306号で通知の「（別紙1）体育の授業の実施について」における加筆修正箇所は朱字となっております。

### I 基本的な考え方

現在、全国的に新型コロナウイルスの感染が再度拡大していること、県内においても感染が断続的に確認されていること等を踏まえ、県では、令和2年12月11日に開催された「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議」において、「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」がレベル4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）に引き上げられた。（以下「県〔注意・警戒レベル〕●」という）学校については、家庭内感染等により学校関係者の感染が確認されているものの、校内における感染の拡大は見られず、各学校の感染防止対策が功を奏している状況にあると言えるが、県全体の感染拡大状況に鑑み、県民が一丸となって感染防止対策に取り組む必要がある。

これら本県における感染状況や、改訂された政府の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3Ver.5）」等を踏まえ、「体育の授業の実施について」を改訂する。

なお、改めて、感染リスクが高まる3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるとともに、「新しい生活様式」を取り入れた体育の授業について、気を緩めることなく実施していくことを求めていく。

体育の授業の実施については、新型コロナウイルス感染症対策として以下に示した「Ⅱ 体育の授業を実施するにあたっての基本的な対策」を遵守するとともに、「Ⅲ 体育の授業を実施するにあたっての留意点」について積極的に取り組み、感染予防に細心の注意を払って授業を実施すること。

※以下に示すのは、本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕1から4」に区分される場合の対応方法となる。

なお、県〔注意・警戒レベル〕が5となった場合、〔注意・警戒レベル〕4に区分されている期間中に自治体首長から期間または地域を限定して対策を強化する要請等があった場合に追加的に講じるべき対応方法は、その旨を明示して記載している。

## II 体育の授業を実施するにあたっての基本的な対策

### 1 体育の授業を実施するにあたっての基本的な対策について

- (1) 学校がクラスターとならないよう、㊦こまめな換気、㊧十分に児童生徒間の間隔をとる、㊨近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、指導を行うものとする。
- (2) 児童生徒の安全確保のため、児童生徒の健康観察（検温は必要に応じて実施）を適宜行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。
- (3) 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブやトイレの蛇口など）の消毒など定期的に担当者を決めて実施する。
- (4) 屋内の授業で活動場所に多くの児童生徒ができるだけ集まらないよう、複数場所で授業を行う計画とする等、3密を避けるようにすること。

### 2 体育の授業の年間指導計画について

- (1) 年間指導計画は、感染症拡大防止対策及び各競技（運動）の特性を踏まえて計画すること。県内及び所在地域等の感染状況に応じ、「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等の領域の配置時期を柔軟に対応できるように検討すること。
- (2) 屋内で実施予定の単元であっても可能であれば屋外で授業を実施できるよう計画すること。
- (3) 学校外の施設を利用する予定であっても、上記1（1）～（4）、2（1）・（2）を踏まえて計画すること。

### Ⅲ 体育の授業を実施するにあたっての留意点

#### 1 年間指導計画について

##### (1) 年間指導計画に配置する領域について

感染拡大防止の観点から、「児童生徒が密集する運動」(球技「ゴール型」等)や「近距離で組み合ったりする運動」(武道等)について、県内及び所在地域等の感染状況に応じ、年度中であっても柔軟に配置\*1 転換(下記に例)ができるよう、計画を工夫すること等が考えられる。

\*1：単元の時間数を同程度にできる領域について感染状況を踏まえて配置。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
高校例 2単位	Ⅰ期18h+7h					Ⅱ期18h+5h			Ⅲ期18h+6h			

上記のようにⅠ期～Ⅲ期に分割して設定しておき、感染の状況に応じて領域を配置する。

例：Ⅰ(体づくり運動と選択Ⅰ)、Ⅱ(選択Ⅱ)、Ⅲ(選択Ⅲと体育理論)

感染状況に応じて、選択ⅠとⅡの入れ替得る等の対応を行う。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中学例 週3h	Ⅰ期10h+10h	Ⅱ期10h+10h			Ⅲ期10h+10h+2h		Ⅳ期10h+10h+2h		Ⅴ期10h+10h+1h			

上記のようにⅠ期～Ⅴ期に分割して設定しておき、感染の状況に応じて領域を配置する。

例：Ⅰ(短距離走、バスケ)、Ⅱ(剣道、水泳(バスケ))、Ⅲ(ソフトボール型、走り幅跳び、体育理論)

Ⅳ(マット運動、鉄棒運動)、Ⅴ(バドミントン、ダンス、体育理論)、Ⅴ期(バレー、体づくり運動)

※感染の状況に応じ、剣道と体づくり運動を入れ替える等の対応を行う。

## (2) 学習内容について

- ① 県〔注意・警戒レベル〕4までは、県内及び地域の感染状況等に応じ、通常の学習内容とする。

▼県〔注意・警戒レベル〕4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)以上の場合

- ・県内及び地域の感染状況等に応じ、「児童生徒が密集する運動」(球技「ゴール型」等)や「近距離で組み合ったりする運動」(武道等)について、年間指導計画の中で配置転換を行ったり、可能な場合は次年度に実施したりする等、柔軟に対応すること。
- ・県〔注意・警戒レベル〕5の場合は、県内及び所在地域等の感染状況によっては、実施を控えること。
- ・最終学年等で配置転換できない等、やむを得ず実施する場合は、感染対策を十分に講じた上で、各個人でできる技能習得の学習をする等、内容を工夫して行うこと。

- ② 水泳の授業については、令和2年度は実施しないこととし、令和3年度以降の実施については、感染防止対策が徹底できる場合は学校として責任をもって実施すること。また、感染の状況によっては実施できない場合も考えられることから、代替案についても計画しておくこと。

### 【主な感染防止対策】

- ・ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所はこまめに消毒を行うこと。
- ・プール内で密集しないよう、プール内に一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなく、プールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上保つようすること。
- ・ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使いまわしは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。
- ・更衣室については、密集を避けられない場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。

## 2 感染防止対策

### (1) マスクの着用について

- ① 教員はマスクを着用すること。

※教員が実技の模範例を示すために動くときに息苦しさをを感じる場合には外すことも可。ただし、特に説明をする時にはマスクを着用すること。

- ② 児童生徒は、運動を行う場合、十分な間隔をきちんととったうえでマスクを外して活動してもよいこととする。ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。また、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用させること。

※生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意すること。

- ③ フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意すること。マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合には身体的距離をとりながら活動すること。

※「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」(R2.5.21 スポーツ庁)には「マスクを外す場合は2m以上確保、マスクを着用する場合は1~2m以上確保」との記載がある。

## (2) 教員の対応について

- ① 教員は、活動前に自分の体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のあるときは指導しないこと。
- ② 教員は、児童生徒に対し(3)に示す内容を指導するとともに活動前・活動中・活動後の健康観察を徹底すること。
- ③ 教員はマスクを着用し、活動内容を紙面で配布したり、黒板等を利用したりして指示するなど、指導方法を工夫すること。なお、マイクや拡声器等を利用し、大声を出さずに指示をするということも考えられる。

## (3) 児童生徒個人の対応について

- ① 活動前に体調を確認すること。発熱(37.5℃以上)や風邪症状のある者は参加しないこと。
- ② 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底すること。
- ③ 活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し教員に知らせること。
- ④ 活動後であっても体調に異変を感じたら教員に知らせること。
- ⑤ 飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ・タオル等の共用はしないこと

#### (4) 活動場所について

- ① 可能な限り屋外での授業とし、屋内で授業をする場合でも多くの児童生徒ができるだけ集まらないようにすること。

※**県[注意・警戒レベル]4(自治体の首長から要請等があった場合に限る)以上の場合の際の活動場所における活動人数の目安(県内及び所在地域等の感染状況に応じ検討すること)**

体育館：バスケットボールコート2面)40人以下

屋内プール(25m)：20人以下

柔・剣道場：コート1面7人以下

グラウンド：50人以下

テニスコート：コート1面6人以下

屋外プール：(25m)20人以下

上記を目安とするが、活動時に密集しないよう、活動内容を工夫すること。

- ② 屋内の場合はこまめに換気を行い、常にドアを広く開け、窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らないこと。

**冬期間の換気については、機械換気(換気扇等)により常時換気**しておくこと。機械換気が設置されていない場合は、屋内の対角の窓等を2カ所少し(10cm～20cm程度を目安)開け、空気の流れを作ること。

常時換気が難しい場合は、**こまめに(30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと)数分間程度、窓を全開にして換気**すること。

寒さや降雪等により窓が開けられない状態の時は、扇風機やサーキュレーター等で、室内の空気を循環させて空気のよどみを作らないようにしたり、2段階換気(使用していない部屋や廊下の窓を開けて外気を取り込み、徐々に使用している室内の空気と使用していない部屋等の空気を交換する換気方法)を行ったりすること。

室内で活動の際は、換気を行いながら、可能な限り湿度40%以上を目安とした加湿を行うこと。

なお、換気を行うことで室温低下による健康被害が生じないように、活動中の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※「来年2月末までの催物の開催制限等について(令和2年11月17日 スポーツ庁)及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.12.3Ver.5)」による

- ③ 活動場所が学校外の施設の場合は、クラスター発生の3条件（下記）を踏まえ校長が実施の判断をすること。

✓ 密閉空間にしないための換気の徹底。

✓ 多くの人が手の届く距離に集まらない。

✓ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える。

- ④ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブなど）の消毒など定期的に担当者を決めて実施すること。
- ⑤ 換気の悪い会場の場合は、別の場所や屋外に移動する等の対策を講じること。

#### （5）更衣室について

- ① 更衣室は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ② やむを得ず、更衣室を使用する場合は、換気扇を常時稼働させておいたり、換気用の小窓を開けたりする等、換気を徹底すること。
- ③ 更衣室の利用は、着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用にするなど3密を避けること。
- ④ 更衣室については、密を避けるための工夫として、複数の場所を用意するなどが考えられる。
- ⑤ 更衣室で複数の児童生徒が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

#### （6）使い回す道具等について

- ① 使い回す道具を使用する場合には、授業前と授業後に共有する用具等を消毒すること。
- ② 使い回す道具を使用させた場合には、こまめに手洗いをさせること。

#### （7）学習活動の際の留意事項

- ① 2クラス合同等の授業の際においても、活動場所が密とならないように工夫して授業を実施すること。
- ② 児童生徒が集合したり整列したりする場面を避けること。上記の健康観察については、児童生徒間の距離を十分確保したうえで実施すること。
- ③ 可能な限り小グループで活動するとともに屋内に多くの児童生徒が集まらないようにし、必要最小限の発声とするよう指導すること。

- ④ 熱中症対策が必要な場合は、気温に応じた服装、帽子の着用、授業中における水分補給等を徹底し、少しでも体調の変化を感じた場合にはすぐに休憩するよう指導すること。特に、マスクを着用している場合は体に熱がこもりやすいことから注意すること。
- ⑤ 可能な限り児童生徒間の距離をとって活動を行わせること。向かいあった活動は最小限度にするなど、工夫すること。
- ⑥ 学習活動内容を、主に個人で技能を高めたり知識を深めたり思考・判断したりする内容（ICT機器を有効活用する等）を多く取り入れるなど、児童生徒が密集する機会を避けるよう工夫すること。
- ⑦ グループ活動を行う場合は、可能な限り少人数とし、意見交換等を実施する場合でもお互いに十分な間隔をあげ、向きあうことのないようにすること。
- ⑧ 意見交換等については、学習カードやグループノートへの記入（お互いに行う活動）で行うなど、工夫すること。ただし、カードやノートを共有することとなることから、活動前後はこまめに手洗いをするよう指導すること。
- ⑨ 「知識」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」については、通常どおり、授業中における観察、学習カードのほか、児童生徒が家庭学習において実施した課題の提出等を活用するなどして指導し評価すること。
- ⑩ 各競技の留意点については、令和2年12月23日付け高教第774号スポ保第911号で通知の「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版 Ver.4)」を参照すること。

※各競技団体が示す指針と本通知の留意点等及び上記高教774号スポ保第911号の部活動のガイドラインで示すものに齟齬が生じている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。

#### IV 健康・安全上の留意点

健康診断を現段階で実施できていない場合、家庭との連携や前年度の健康診断結果（新入生の場合は前学校又は園等からの健康に関する引継ぎ事項）等に留意し、授業前・中・後の児童生徒の健康観察を徹底したうえで、体力的に無理のない学習活動となるよう工夫すること。なお、心配される児童生徒については、かかりつけ医または学校医の診断を受けた後に実施すること。